参議院議員浜田昌良提出普天間基地移転についての鳩山総理の発言に関する質問に対する答弁書（第四号）
参議院議員浜田昌良提出米軍厚木飛行場空母艦載機の移駐に関する質問に対する答弁書（第五号）
参議院議員亀井亜紀子提出竹島問題に関する質問に対する答弁書（第六号）

報告書受領

一月二十六日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十一年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、内閣府設置法第六十七条第一項及び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基づく平成二十一年十月二十六日から平成二十二年一月十七日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による平成二十年度特別会計財務書類を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣府

（再就職等監視委員会事務局長）
内閣府事務官　小林　廣之
人事院に出向させる
（人事院公平審査局審議官）人事院事務官　吉住夕起や
内閣府事務官（再就職等監視委員会事務局長）に転任させる
（大臣官房審議官（共生社会政策担当））内閣府事務官　殿川　一郎
警察庁に出向させる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）警視監　太田　裕之
内閣府事務官（大臣官房審議官（共生社会政策担当））に転任させる（以上一月十八日）

財務大臣
内閣府特命担当大臣　**菅　直人**
総務大臣
内閣府特命担当大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
外務大臣　岡田　克也
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁
防衛大臣　北澤　俊美
内閣官房長官　平野　博文
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣　中井　洽
内閣府特命担当大臣　亀井　静香
同　福島　瑞穂（福島みずほ）
同　仙谷　由人

少子化社会対策会議委員に任命する（各通）
財務大臣
内閣府特命担当大臣　**菅　直人**
総務大臣
内閣府特命担当大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
外務大臣　岡田　克也
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁
防衛大臣　北澤　俊美
内閣官房長官　平野　博文
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣　中井　洽
内閣府特命担当大臣　亀井　静香
同　福島　瑞穂（福島みずほ）
同　仙谷　由人

高齢社会対策会議委員に任命する（各通）
総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣　前原　誠司
防衛大臣　北澤　俊美
内閣官房長官　平野　博文
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣　中井　洽
同　亀井　静香
同　福島　瑞穂（福島みずほ）

中央交通安全対策会議委員に任命する（各通）（以上一月二十日）

法務省

平成二十二年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に任命する
任期は平成二十二年十一月三十日までとする（一月十九日）
法制審議会委員に任命する（一月二十三日）
玉ノ井雄一
八丁地　隆

財務省

（株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部事業管理部シニアスタッフ）橋本　広行
財務事務官に任命する
主計局局付を命ずる
願により本官を免ずる
（国税庁次長）財務事務官　岡本　佳郎
国税庁長官加藤治彦外国出張不在中国税庁長官事務代理を命ずる（以上一月二十六日）

最高裁判所

熊本家庭裁判所判事　上原　裕之
広島高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡高等裁判所判事　小松　平内
熊本家庭裁判所判事に補する
熊本家庭裁判所長を命ずる
大阪家庭裁判所判事　横山　光雄
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所岸和田支部勤務を命ずる
大阪地方裁判所岸和田支部長を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所岸和田支部勤務を命ずる
大阪家庭裁判所岸和田支部長を命ずる
簡易裁判所判事　横山　光雄
岸和田簡易裁判所判事に補する
岸和田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事　楠本　新
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上一月二十四日）
前橋地方裁判所判事　岡田　雄一
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事　小川　正持
最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる
最高裁判所図書館長の兼務を免ずる
前橋地方裁判所判事に補する
前橋地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　小川　正持
前橋簡易裁判所判事に補する
前橋簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京地方裁判所判事　植村　稔
部の事務を総括する者の指名を解く
最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる
兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる（以上一月二十五日）

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事松山文彦は一月二十三日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる